

胎内市生涯学習施設整備事業 設計業務委託 公募型プロポーザル

質問回答書（資格要件に関するもの）

No.	項目	質問内容	回答
1	要領書4（1）提出部数	提出物のPDFデータを保存したCD-R等を提出する旨の記載がありますが、参加資格審査書類を提出する段階でも必要でしょうか。	参加資格審査書類提出段階では、CD-Rの提出は不要です。第一次審査書類提出時から提出してください。
2	様式-2 資格審査資料 （1）企業概要	一級建築士の所属人数欄には、構造設計一級建築士や設備設計一級建築士も含めた延べ人数を記載すると考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	募集要項1.参加資格 （1）13 同種業務又は類似業務	同種・類似業務の実績とも、国外での実績も含ませていただけてよろしかったでしょうか。	同種業務は国内での実績としてください。類似業務については国外での実績を認めます。
4	募集要項1.参加資格 （1）15 ZEBプランナー	ZEBプランナーへプランニング支援を委託する場合、他参加者との委託先の重複は可能でしょうか。	可能です。
5	募集要項1.参加資格 （4）③⑤⑦ 構造、電気設備、機械設備主任技術者	① 構造設計、電気設備設計、機械設備設計業務については、協力事務所へ委託（再委託）してもよろしいという理解であっていますでしょうか。 ② またその場合、他参加者との協力事務所の重複は可能でしょうか。	① お見込みのとおりです。 ② 可能です。
6	設計共同企業体構成員の 組合せ要件について	結成方法は2者による自主結成とする、とされているが、3者以上でも良いか。	設計共同企業体は2者までです。
7	様式5、評価要領 事務所の業務実績（資格者数）について	実施要領1.参加資格(4)より、構造主任技術者、電気設備主任技術者、機械設備主任技術者については、協力事務所の所属とすることが可能となっており、本プロポーザルは総合設計事務所だけを対象とする	様式-5の記載については、協力事務所は評価対象外です。

		ものではないと解釈できます。よって、様式5に記載する事務所の業務実績の「構造、電気、機械、コストの技術者数」については、協力事務所のもを記載するものとし、評価対象もその数が対象となると考えてよろしいでしょうか。	
8	募集要項 p5 の「基本設計及び実施設計業務を受注し完了した実績があること」について。	技術者の実績について、基本設計のみ、実施設計のみの場合は評価されますか。同一案件で両方を担当していないと評価されませんか。	同一案件で基本、実施設計共に受注し完了したものについて評価します。
9	要領書 1. 参加資格について	⑬平成 23 年 4 月 1 日以降に元受けとして基本設計及び実施設計業務を受注し完了した実績があること。とありますが、平成 23 年 4 月 1 日以前に受注し、平成 23 年 4 月 1 日以降に完了した業務は今回の実績として認められると考えてよろしいでしょうか。	認められません。
10	要領書 様式-3、業務実績資料の添付書類について	配置予定技術者の従事した役割が確認できる資料の写しとして自社様式による「配置従事証明書(社印押印)」の添付でもよろしいでしょうか。	よろしいです。
11	資格要件について	協力事務所は、複数の参加事務所の協力事務所となることは可能でしょうか？	可能です。
12	様式-3 注2、注3	弊社は PUBDIS を利用していません。必要になる提出書類が発生しますか。その項目についてご教示ください。	公募型プロポーザルに関する要領書 P.11 (様式-3) 業務実績資料のとおりです。
13	No.2 募集要項 1.参加資格 ⑬ 類似業務	告示 別添二第十二号に規定する施設は、表に記載のあるすべての施設(図書館・公民館・交流施設以外の施設)が対象施設と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。

14	様式-2 配置予定技術者	協力事務所（構造主任・電気設備主任・機械設備主任）は、他の提案者と重複して良いでしょうか。	よろしいです。
15	様式-2 配置予定技術者	協力事務所は、胎内市の建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請が必要となりますか。	不要です。
16	（様式-3）（様式-6） （様式-8） 業務の完了が確認できる書類の写し（発注者が発行した検査結果通知書や確認済証の写しの他 PUBDIS の写し等）	① 建築雑誌等の出版物に掲載された実績で物件名・用途・規模・構造がわかり、設計者名が明記されていれば、設計業務が完了しているとみなしてよろしいでしょうか。 ② また、上記の資料は、『当該施設の概要が分かる資料の写し（用途・規模等が記載されたパンフレット、図面等の写し等）』として、みなせますでしょうか。	① みなすことはできません。 ② みなせます。
17	（様式-3） 配置予定技術者の従事した役割が確認できる資料の写し（PUBDIS の登録内容の写し、発注者に提出した業務計画書の写し等）	配置予定技術者の実績として従事した役割を示す左記の書類がない場合、所属する会社が業務従事証明書等の書類を発行し、配置予定技術者が管理技術者あるいは主任技術者の役割で従事したことを証明することができれば、問題ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。